

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（答え）



答えは ①明治に発行された1円札

既に発行されなくなり、流通に不便な銀行券（例えば肖像画が聖徳太子の一万円券など）については、日本銀行の本支店で現在発行されている銀行券と引き換えることができます。なお、一度発行された銀行券は、法令に基づく特別な措置がとられない限り、通用力を失うことはありません。そうした特別な措置は、以下のとおり、過去に3回発動されたことがあり、その結果、これまでに発行された銀行券（56種類）のうち31種類については通用力が失われ、現在は銀行券として使えません。

新しい紙幣が
発行されても、これ
までの紙幣も変わら
ず使えるのねえ

- (1) 関東大震災後の焼失兌換券の整理（1927年〈昭和2年〉）
- (2) 終戦直後のインフレ進行を阻止するためのいわゆる新円切り替え（1946年〈昭和21年〉）
- (3) 1円未満の小額通貨の整理（1953年〈昭和28年〉）

● 消費生活センター便り

会員登録時に注意！



そのスタートボタン、海外事業者の広告かも！

～意図せず別サイトに誘導され、サブスク契約してしまうトラブルに注意！～



×印などがあるのは
広告です！クリック
しないで！

県内事例

- スマートフォンで来店予約をしようと、日付と時間を入力したら「スタート」のアイコンが出たのでクリックした。『無料アカウトを作成する』という文字の下にメールアドレスを入力して『続ける』というアイコンをクリックし、カード情報を入力した。入力完了後、「購入確認」のメールが届き、5日間の無料期間のある海外の映像・音楽配信サイトに登録されたことがわかった。解約しなければ毎月7,940円課金されるようだが、どうすればよいのか。

アドバイス

- 会員登録や2次元コード読み取り時などに、「スタート」等のボタンが表示された場合は、登録しようとしているサイトの手続きを続けるためのボタンなのか、クリックする前によく確認しましょう。
- 身に覚えのない事業者から登録完了メールが届いていないか確認しましょう。また、クレジットカードの請求をこまめに確認しましょう。

● 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン…局番なしの188（いやや）番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住 所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45
※日曜日にも相談を受け付けています

休 所 日 土曜日・祝日・12/29～1/3

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中！
Instagramもチェック⇒

